

株式会社ゼンショーの不当労働行為について、東京都労働委員会の救済命令が発令された件についての声明

2009年11月9日

東京公務公共一般労働組合

首都圏青年ユニオン（同青年一般支部）

首都圏青年ユニオン すき家事件弁護団

1、東京都労働委員会は、平成21年10月6日付で、平成19年（不）第39号不当労働行為救済申立事件（申立人東京公務公共一般労働組合、被申立人株式会社ゼンショー）について、救済命令を発した。この命令は、申立人東京公務公共一般労働組合（以下、「組合」という。）が被申立人株式会社ゼンショー（以下、「会社」という。）に対し組合の一員であり、同青年一般支部（以下、「首都圏青年ユニオン」という）のメンバーであって会社が経営する「すき家」仙台泉店のアルバイト従業員である者たちの労基法37条に定める時間外勤務に関する割増賃金等の問題について団体交渉を求めたところ、被申立人が交渉そのものを拒否したという事案について行政命令をもって是正を求めるものである。東京都労働委員会が発令した命令は、申立人の申立を全面的に認め、被申立人に対し申立人との間で団体交渉を行うよう命じ、かつ、団体交渉の拒否について申立人に対し文書の交付による謝罪を行うことを命じるものである。

東京公務公共一般労働組合、首都圏青年ユニオン、すき家事件弁護団は、この命令は極めて正当なものとして高く評価し、歓迎する。

2、本件は、団体交渉拒否という事案としてはシンプルなものであるが、被申立人が主張した拒否理由が特異なものであったことに特徴がある。

すなわち、本件で被申立人は、組合の申し入れた交渉事項そのものが明確でないこと、組合が労組法上の労働組合でないこと、及び組合員が会社の雇用する労働者でないこと等を団体交渉拒否の理由がある旨を主張していた。

東京都労働委員会は、これらの理由は全て理由として成り立たないものとして却下した。

被申立人が主張した各点について、東京都労働委員会は、次のように判断した。

(1) 交渉事項については、2007年1月の申し入れ文書には確かに明記されていないが、前年からの申し入れで議題は明らかになっており、会社自身、2007年1月にいったん応じることにした際、当事者である組合員の出席を求めており当事者と議題の内容について了解していたと考えられるので、会社の主張に理由がない。

(2) 組合が労組法上の組合ではないという主張については、組合が労組法上の労働組合であることに問題はないほか、会社は、2006年9月に、それまでに組合との間で別の従業員組合員の問題について組合と団体交渉を重ね協定を締結している事実があること等から、会社の主張に理由がない。

また、会社は、組合が政治活動をしている、あるいは情宣活動をしていることを理由に労組法上の労働組合ではないとも主張しているが、組合の政治活動との事実は認められず、また、組合が行った情宣活動は、会社の団交拒否を受けて行われているから組合活動として許容されうる行為であるから理由がない。

(3) 会社が、当事者となる組合員との間で請負契約に類する業務委託契約を結んでいるのであり、彼らは会社の雇用する労働者ではないと主張している点については、彼らを含めたアルバイト従業員は、

会社が直営する一括仕入れ、集中調理方式、統一メニューの「すき家」チェーン店で、会社のマニュアルに従って労務に従事し、1ヶ月単位の変形労働時間制を適用され、勤務はあらかじめ定められたシフトに従って行われ、有給休暇は事前に会社に届け出ることによって取得し、賃金は勤務時間を日々記入して会社に提出する勤怠報告書に基づいて会社から時給で支給されているという実態からして、会社の支配監督下に労務を提供し、その対価として賃金を得ているものであり、会社と労働契約関係にあることは明らかであり、「使用者が雇用する労働者」に該当するので、会社の主張は理由がない。

- 3, 本命令は、会社が主張する特異な理由を認めず、組合との間での団体交渉を行うべきことを公的に宣言したことに意義がある。被申立人に勤務するアルバイト従業員は全国に数千名いると言われる。これらの労働者が、労働条件の問題点について労働組合を通じ被申立人と協議し解決できるということを宣言したという意味においては、労働者に与える影響も大きい。

使用者が、労働条件その他の問題について労働組合と協議を行うことは、憲法及び労働組合法上当然のことである。会社は、本件命令に従い、過去の会社の団体交渉拒否について組合及び首都圏青年ユニオンに謝罪し、真摯な反省の上に立って、速やかに組合との間での団体交渉に応じ、会社従業員の労働条件の問題について誠実に協議するべきである。

以 上